

電気の使用

展示室で電気工事を伴い電気を利用する場合は、利用開始日の10日前までに「電気利用届出書」を提出し、センターの承認を受けてください。電気工事が必要な場合は、利用者負担で電気工事を行っていただきます。電気工事は「電気工事業の登録」を受けた業者の「電気工事資格」を有する者が実施してください。電気事業法・電気工事士法・電気設備技術基準等の関係法令に基づいて施工し、センター職員の点検を受けてください。

■ 電気設備の容量とコンセント設備

電気設備 *ご利用には電気工事及び関連書類の提出が必要です	<ul style="list-style-type: none">●単相 100V：各室に11KVA分電盤が18か所、計198KVA / 1室（9か所、計99KVA / 半室）●三相 200V：各室に8.5KVA分電盤が18か所、計153KVA / 1室（9か所、計76.5KVA / 半室）
コンセント設備 *電気工事及び関連書類の提出は不要です	<ul style="list-style-type: none">●床コンセント：東西に走る10本の配線ピット内に100V1500W E付2口コンセントが4か所ずつ、計40か所（20か所 / 半室）●天井コンセント：東西に走る12本の固定パトンに沿って100V1500W E付2口コンセントが10か所ずつ、計120か所（60か所 / 半室） *天井コンセントは2口コンセント1か所につき150Wまでとなります。 *ご利用には有資格者による高所作業が必要です。✕壁コンセント：管理用のため使用できません。

1. 電気工事をする際、当センターに提出が必要な書類

利用開始日10日前までに下記の書類を提出してください。

届出事項に変更があった場合は、当センターの施設管理グループへ連絡してください。

《提出書類》

・「電気利用届出書」 ・「電気工事配線図面」（利用階ごと） ・「展示室使用電力算出表」

電気工事を当日終了するまでに以下の書類を提出してください。

※夜間通電を希望する場合は、事前に当センター管理事務室までお申込みください。

《提出書類》

・「電気工事点検票兼検査票」 ・「展示室絶縁抵抗測定値表」

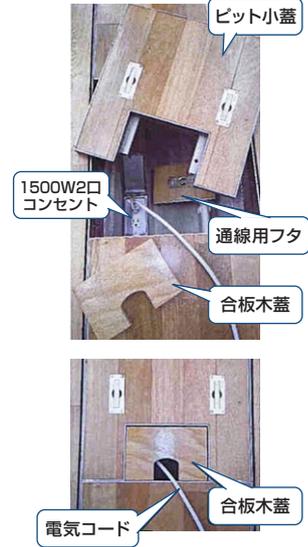
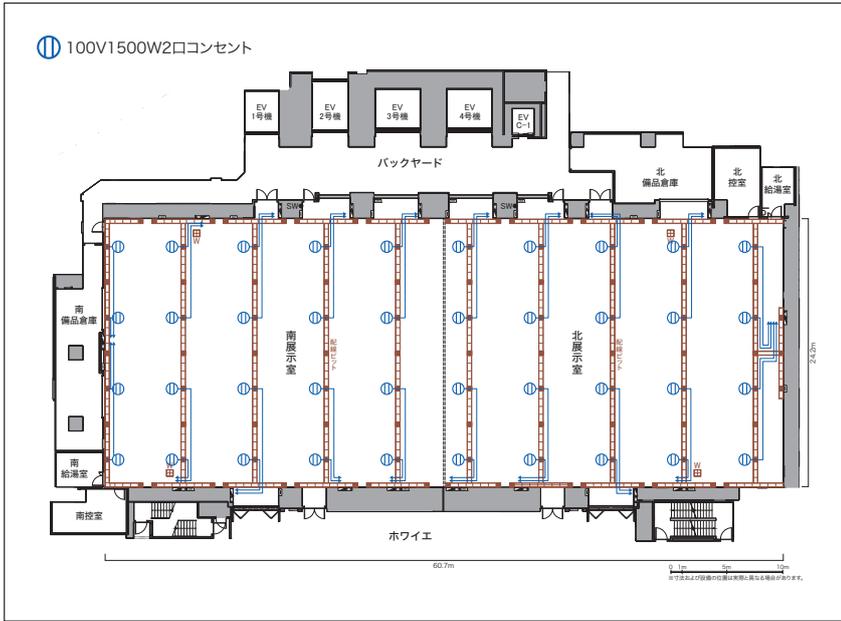
2. 施工上の注意事項

- 来場者が常時通行するところへの床配線はできません。床配線する場合は、線被等の保護措置を講じ、事故防止に万全を期してください。
- 水気のある場所で使用する電気機器、誘導障害を嫌う機器（パソコン等）は必ず接地してください。
- 火災報知器用煙感知器の真下に煙、湯気の発生する器具を設置しないでください。
- 電気消費量が相当多く見込まれる場合には、作業責任者が常駐管理してください。

3. 施工連絡と通電、撤去確認

- 工事が完了したときは、「電気工事点検票兼検査票」および「展示室絶縁抵抗測定値表」を施設管理グループへ提出してください。届け出図面どおりの施工となっているか、絶縁抵抗測定値に問題ないかなどを点検し、安全確認の上で通電します。
- 撤去工事の終了時にも施設管理グループへ連絡してください。原状復帰状況を確認いたします。

■ 展示室の配線ピット内 コンセント位置



ピット小蓋の通線用フタはピット内に収納して、電気コードはコンセントに挿し、通線用穴部分に合板木蓋をかぶせてください。